

令和2年12月17日

## 年末年始のGo To 商店街事業の取扱いについて

Go To 商店街事業については、これまで、札幌市における「集客を伴う商店街イベント等事業」の実施見直し等の要請が北海道より発出されており、11月26日から12月27日（月）までの期間に関して、その実施を見合わせることであります。

12月11日（金）の第18回新型コロナウイルス感染症対策分科会において、「命と暮らしを守るためには、社会を構成する一人ひとりが年末年始を静かに過ごすことが求められます。」との提言がなされました。

これを受け、年末年始において最大限の新型コロナウイルス感染症対策を講じるための特別な措置として、本事業について、令和2年12月28日から令和3年1月11日までの期間、集客を伴う商店街イベント等を全国一斉に一時停止することとします。

なお、停止にあたり、事業者既に発生した費用やキャンセル代がある場合、事務局より商店街等に対して当該代金を支払うこととし、また、事業者より事業実施時期等の事業計画の変更希望があった場合は、柔軟に対応することと致します。

詳細につきましては、改めてお知らせ致します。